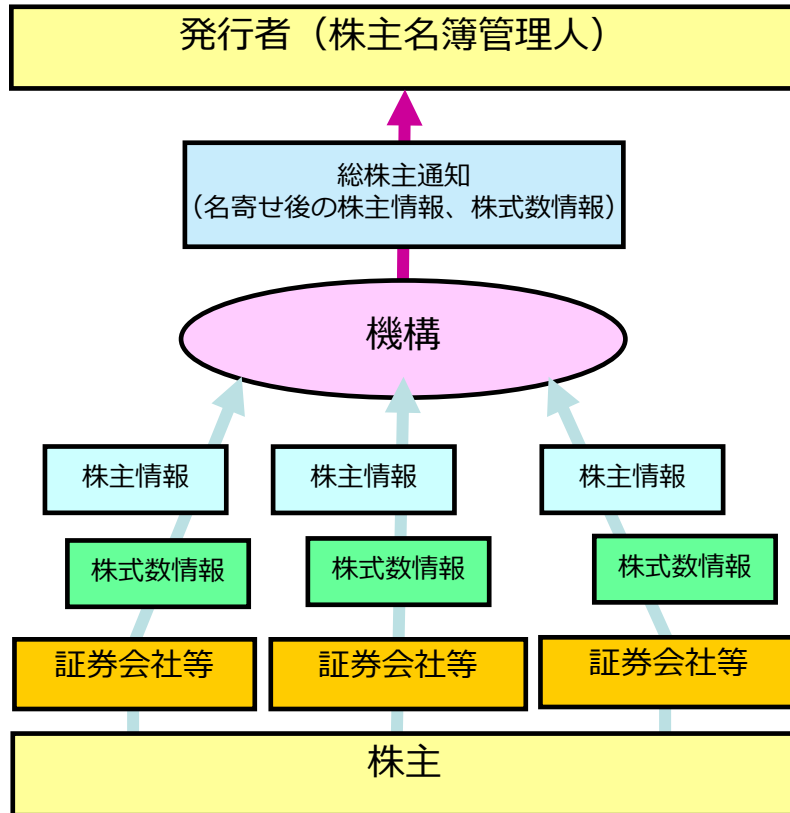


総株主通知について

平成28年3月4日
株式会社 証券保管振替機構

1. 総株主通知の仕組み



- 総株主通知とは、基準日等時点の株主の氏名、住所、口座に記録されている株式数等を、証券保管振替機構(以下「機構」という)から発行者に通知するものである。
- 機構は、証券会社等から通知を受けた、株主情報及び株式数情報を基に、名寄せ後の株主情報と株式数情報を総株主通知として発行者に通知している。
- 機構は、総株主通知等に係る準備行為として、あらかじめ証券会社等から株主情報の通知を受け、これを名寄せした結果を一元的に管理している。

注. 株主名簿上の株主の背後にいわゆる実質株主（グローバル機関投資家等）の存在があったとしても、当該実質株主について機構は把握していない。

2. 総株主通知が行われる事由

- ◆ 機構は、「社債、株式等の振替に関する法律」第151条 1 項及び 8 項に基づき、以下に該当する場合に、発行者に対して総株主通知を行っている。

法令で定める 総株主通知

(1) 発行者が基準日（会社法第124条）を定めたとき

－ 議決権行使の基準日、配当金の基準日、株式分割の基準日など

(2) 中間決算期末（中間配当基準日を除く）

(3) 特定銘柄の振替株式について機構の取扱いが廃止されたとき

－ 上場廃止、吸収合併、株式交換、株式移転など

(4) その他（裁判所が基準日を定めたとき、機構が振替機関指定を取り消されたときなど）

発行者の請求に よる総株主通知

(5) 発行者が請求を行ったとき（正当な理由がある場合に限る）

－ 株主優待制度の実施のため、四半期報告書において株主に関する情報を開示するためなど

3. 総株主通知に係る手続きの流れ

(1) 発行者による基準日等設定の通知

＜機構の取扱いが開始される時＞

- 発行者が、定款に定めた基準日に係る情報を機構に届け出る。
- 機構は届け出られた内容に基づき、機構システムに基準日等の情報を登録する。

＜設定の都度＞

- 発行者が基準日等の設定を決議・決定次第速やかに、機構に当該基準日等の情報を通知する。
- 機構は通知された内容に基づき、機構システムに基準日等の情報を登録する。

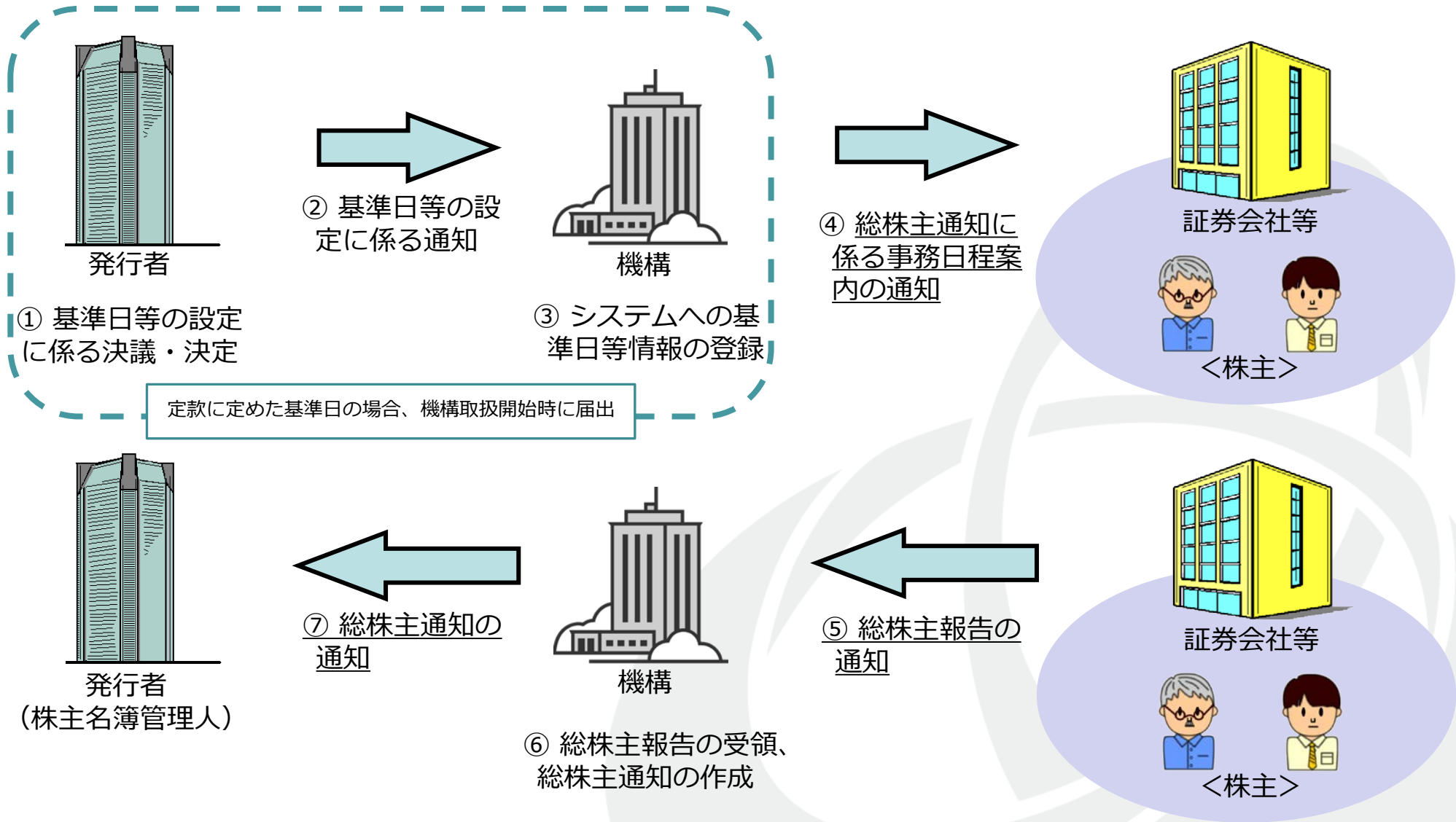
(2) 機構による証券会社等への基準日等情報の通知

- 機構は、発行者からの(1)の通知に基づき、総株主通知に係る事務日程の案内を証券会社等に通知する。

(3) 証券会社等による総株主報告、機構による総株主通知

- 証券会社等は、基準日等の翌々営業日までに自社に口座を開設する株主の株式数情報を機構に報告する。
- 機構は、基準日等の3営業日後に発行者に対して総株主通知を行う。

4. 総株主通知に係る手続きの流れ（イメージ図）



参考 1. 総株主通知請求における正当な理由

- ◆ 「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」（平成19年5月22日、証券受渡・決済制度改革懇談会決定）（抜粋）

第一 振替株式

一 総株主通知の請求

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第 社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 8 項）があるものとして、発行者は、振替機関に対し、総株主通知の請求をすることができるものとする。

- (1) 発行者が、法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。
- (3) 発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、発行者は、総株主通知の請求をすることができない。

- (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2) 犯罪目的を有するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
- (5) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

参考 2. 株主情報の概念図

